

## 資金運用における損失について

山形市社会福祉協議会では、平成14年の銀行預金のペイオフ制度解禁の対応として、資金の保全を図るため、当時保有していた銀行預金の一部を国債・地方債など公共性の高い有価証券への切替えを実施いたしました。その後、社会福祉法人の財務基盤の強化を目的とした平成19年の社会福祉法人による資産運用の規制緩和によって、より収益性の高い運用が可能となったことを受け、平成22年からは一般企業が発行する社債による運用を始めました。しかしながら、保有する社債の一つについて、発行体である会社の信用度格付け等級が「債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。」として格下げとなり、同社債の市場価格（時価）が急落し、約7,400万円の損失が発生しました。

損失については、今月18日開催の理事会に報告したほか、評議員に報告したのち、6月開催予定の理事会・評議員会において令和2年度の決算において売却損に計上し報告いたします。

約10年にわたり、関係規定に従いながら有価証券による資金運用を行ってまいりましたが、結果的に、高い公共性を有する団体としてこのような損失を出したことについて、重く受け止めるとともに、地域住民のみなさまや関係者の方々にご心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。その責任として、会長が4月30日付けで辞任するとともに、常務理事及び事務局長が報酬（給料）月額10分の1を2か月間自主返納することとします。

今後については、一般企業が発行する社債等の有価証券は保有せず、より安全な資金の保全に努めるとともに、法人の運営体質の改善に努めながら、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。

令和3年3月24日

社会福祉法人  
山形市社会福祉協議会